

## 議案第34号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の  
給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年5月19日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内経済等への影響に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料の額を一定の期間減額するため、市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の  
給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 1 1 市長等の給料の額は、令和2年6月1日から同年8月19日までの間、第3条各号の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に定める額からその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあつては同条第2号に定める額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。
- 1 2 令和2年8月分の副市長の給料の額については、第4条第3項に規定する日割りの計算によるもののほか、当該月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、前項に規定する給料の額が適用される期間及び当該期間以外の給料の額が適用される期間の日数に応じて、それぞれ日割りによつて計算し、合算した額とする。
- 1 3 前2項の規定により給料の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 1 0 教育長の給料の額は、令和2年6月1日から同年8月19日までの間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額からその額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。
- 1 1 令和2年8月分の教育長の給料の額については、第4条第3項に規定する日割りの計算によるもののほか、当該月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、前項に規定する給料の額が適用される期間及び当該期間以外の給料の額が適用される期間の日数に応じて、それぞれ日割りによつて

計算し、合算した額とする。

12 前2項の規定により給料の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。